

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	堀畑 (堀畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ○地域内における70歳以上の農地面積が5.1haあり、うち、後継者不在の農地が4.0haとなっている。 ○今後も地区農業者の高齢化と減少が見込まれるため、離農や今後検討意向農家の農地を引き継げる担い手や農業者の確保、育成が課題である。 ○既に地区外から担い手(農業法人)が入り耕作中であり、担い手と地区農業者や地権者が協力し農地利用する環境整備を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ○当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する。 ○地区農業者の高齢化と減少が見込まれるため、現在耕作中の法人を中心に農地集積化を進める。 ○農地の有効利用を図るため、農会で耕作者の情報や意向を早めに収集し農地利用調整を図る。 ○農道及び水路については、耕作者と地権者が協力しながら維持管理をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
○現在営農中の担い手、地区内の中心的農業者へ農地の集積・集約化を進めていく。 ○集積・集約化は原則として農地中間管理機構を通じて進めていく。 ○集約化は集積が進んだ後、段階的に検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地区内の農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて担い手等へ農地の貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手や農業者が効率的で営農しやすいほ場にするため、畦畔除去や水路の再整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内農業者に限らず地区外からも広く担い手や後継者を求める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①年2回の点検を行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修していく。				
⑦年1回の点検を行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修していく。				
⑧年1回の日役があり、耕作者だけではなく、地権者も参加する。不参金3,000円とする。				